



くらしのフレッシュ便

相談ファイル

～資格講座の二次被害にご注意～



＜相談内容＞

3年前に行政書士の通信講座を受講していたが、資格を取らないまま支払いだけ済ませていたところ、最近別の業者から「資格試験の不合格者に特別救済措置の案内をしている」と電話があった。今回の講座を受講して、5年間で4回不合格であれば、前回と今回の契約金額70万円を返金すると言われた。信用できるだろうか。

＜アドバイス＞

これは、過去に資格取得講座を契約したことがある人に新たな契約を迫る「二次被害」と呼ばれるものです。「二次被害」については、相談事例のほか「以前の講座を終了していない」「継続するにも終了するのも費用が必要」「勧誘電話をすべて止めてやる」と様々な勧誘がされ、時には「応じなければ裁判を起こす」などと脅されることもあります。以前の受講者リストが外部に流れ、複数の業者から次々と電話がかかる場合もあります。

電話勧誘販売の場合、特定商取引法により勧誘時に事実と異なる説明をしたり、断っているのに勧誘を続けたりすることは禁止されています。

このような勧誘があったら、業者の説明をうのみにせず、不必要な勧誘については「契約する意思はありません」「お断りします」とキッパリ断り、電話を切ることが大切です。

断りきれずに契約してしまっても、契約書面を受け取った日を含めて8日以内であればクーリング・オフが可能です。

情報ファイル

～ペットショップが登録制に～

動物愛護管理法の改正法が今年6月1日から施行されます。ペット販売などの「動物取扱業」が、届出制から登録制になり、悪質な業者は、登録を拒否されたり、登録の取消しや業務停止命令を受けます。

今まで規制対象外だったインターネットによる動物の販売など、飼育施設を持たない業者も登録制になります。登録した業者は、名前や登録番号を記した標識を掲示することが義務づけられますので、業者を選ぶ際には確認しましょう。

健康なペットを購入し、飼育方法について詳しい説明を聞くためには、信頼のできる販売店を選ぶことが大切です。店に展示してある動物の様子や店舗の衛生状態は1つの目安になります。また、インターネットなどで購入する場合、届いてから「こんなはずではなかった」とトラブルになることもあります。衝動的に買わず、実際の動物を自分で確認して購入するようにしましょう。



消費生活相談状況(11月)

11月中に、県内の相談窓口で受け付けた消費生活相談は、4,310件ありました。主な苦情相談は次の表のとおりです。

順位	商品・サービス	相談件数
1	商品一般	939
2	情報提供サービス	698
3	融資サービス	521
4	レンタル・リース	137
5	教室・講座	75

消費生活相談状況(12月)

12月中に、県内の相談窓口で受け付けた消費生活相談は、4,180件ありました。主な苦情相談は次の表のとおりです。

順位	商品・サービス	相談件数
1	商品一般	1,375
2	情報提供サービス	447
3	融資サービス	402
4	レンタル・リース	107
5	他の教養・娯楽	82

～お 知 ら せ～

《5月は消費者月間です》

今年の統一テーマは、「知恵と勇気で消費者被害を防ごう」です。月間中は、消費生活に関する講演会が各地で開催されます。ご参加ください。

消費者月間講演会

日 時	場 所	テ ー マ	講 師
5月18日(木) 14:30～15:30	尾道市 総合福祉センター	健康食品と消費者トラブル	センター職員
5月22日(月) 13:30～15:00	竹原市 勤労青少年ホーム	よくわかる食品安全～間違いだらけの食品安全の「常識」～	広島農政事務所 山崎 正士
5月25日(木) 13:30～15:00	三次市 みよしまちづくりセンター	悪徳商法 その手口と対処法	消費生活アドバイザー 出路 千恵
5月26日(金) 14:00～15:30	東広島市 中央公民館	知って得する女性のお金を 守るセミナー	ファイナンシャルプランナー 佐藤 健次
5月29日(月) 13:00～15:00	三原市 三原リージョンプラザ	落語で学ぼう！ 悪質商法の手口	秋風亭てい朝
5月31日(水) 14:30～15:30	廿日市市 廿日市市交流プラザ	あなたを狙う悪質商法	秋風亭てい朝